森本 政直 議員

盟政会

里山整備　危険木の調査・処理に森林環境譲与税の活用を

議員　公有地や個人所有の里山林などから、公道や隣接家屋への倒木被害が考えられるため、危険木に対しての対策が必要である。森林環境譲与税を活用した危険木の調査・処理をしては。

森林環境譲与税の目的に合致した有効活用を検討

市　未然に被害を防ぐため危険木を除去することは、森林の保全管理にもつながることから森林環境譲与税の目的に合致する。市民の安全安心な生活を確保するため、危険木の除去について森林環境譲与税を活用した支援制度を検討する。（森市長）

他の質問　●三田の農業のあり方について　●ゴルフ場利用税交付金の増強対策について

美藤 和広 議員

市民の会

公共施設　使いやすい利用時間で、安全な運動公園に

議員　利用時間の拡大（グランドは日の出と日没を根拠に、体育館はグランドと同等に開館）を要望しても変わらず、根拠も曖昧。テニスコートやランニングコースは凸凹で危険。計画的に見直し・補修をしては。

令和5年度の指定管理者更新に合わせ見直す

市　平成６年度より、利用者等の要望や経済面・人員確保等、可能な時間帯を設定し、順次拡大してきた。令和５年度の指定管理者更新時に要望を把握し見直す。コートは面単位に、コースは高頻度に補修する。（久高まちの再生部長）

他の質問　●公共交通の抜本的な見直しについて　●空き家解体の課題について

肥後 淳三 議員

市民の会

地域医療　開業医の閉院に伴う相談対応窓口の設置を

議員　かかりつけの開業医が急逝し閉院となる事例がある。このような場合に対応可能な相談窓口があれば安心できるが、市内に開設してはどうか。

相談先に迷うことがないよう周知啓発したい

市　どの医療機関を受診すればよいか迷った場合の相談は健康増進課で対応している。今後は市民が相談先に迷うことがないよう、各戸配布の保健センターだよりやホームページ等で対応窓口の周知啓発を図り、受診先に困ることのないよう適切に対応したい。（入江福祉共生部長）

他の質問　●文化芸術の継承について　●身体障害者用停車スペースについて

令和3年 12月定例会の結果

11月26日～12月17日（会期：22日間）

市長提出議案	19件
議員提出議案	3件

詳しくはこちら

全議員が賛成した議案（可決・同意）

議会内容等の詳細は、三田市議会ホームページの「審議予定・結果」をご覧ください。

予　算	一般会計補正予算（第8号）、一般会計補正予算（第9号）　予算案件2件
条　例	三田市組織及び事務管理に関する条例の一部改正、三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部改正　など条例案件9件
その他	町の設定及び区域の変更、放課後児童クラブの管理に係る指定管理者指定　など事件決議5件 教育委員会委員の任命、監査委員の選任同意　人事案件2件 議員報酬に関する条例の一部改正、政務活動費の交付に関する条例の一部改正　など議員提出議案3件

賛否の分かれた議案（北本節代議員は、議長のため表決に加わりません）

賛成：○　反対：×　欠席：欠

件名＼議員名	福田秀章	森本政直	幸田安司	小杉崇浩	今北義明	白井和弥	厚地弘行	佐貫尚子	中田哲	松岡信生	大西雅子	福田佳則	長尾明憲	木村雅人	水元サユミ	檜田充	美藤和広	肥後淳三	小山裕久	林政徳	井上昭吾	結果
	盟政会						新政みらい			公明党			日本共産党三田市議団			市民の会			日本維新の会三田		無会派	
条例 三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	欠	○	○	賛成 17 反対 3 欠席 1 可決

三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例の制定について

可決 賛成17名 反対3名 欠席1名

内容　全ての人が自分らしく生きることができる共生社会を実現するため、基本理念および必要な施策を推進する基本的事項等を定めるもの。

反対討論

様々な人権課題や、感染症における誹謗中傷などを懸念するのは理解できるが、市が条例制定をしなければならないほどの悪い状況、条例制定まで必要な立法事実とは考えられない。また市の最上位条例である「まちづくり基本条例」に並ぶ条例であるにも関わらず、議会の関与がほとんどない状態で策定が進められてきたことも問題。憲法や市の人権施策基本方針などの規定がすでにあり、市が実施した人権に関する意識調査からも市民の人権意識は高く、個人の内面まで踏み込む恐れのある条例制定までは必要がないと考えるため、反対。

（日本共産党三田市議団　長尾明憲）

賛成討論

近年、ＳＮＳでの悪質な差別的書き込み等、新たな人権課題が顕在化しているように、私たちの生活の中に人権侵害リスクはその形を変えながら常に存在し続けると考えられる。本条例は、そのような人権課題に対する市の責務を明確にし、事業を推進する根拠となる。世界の人権侵害の危機に対して、人権の尊い価値感を共有する国々が手を携えようとする潮流の中、市もその一員である事を明確にするための旗を立てなければならない。多様性を認め、共生社会の実現を目指す本条例の制定が大きな意味を持つと考えるため、賛成。

（新政みらい　中田哲）